

<<阿児町のみなさまへ>>

令和8年度（令和7年分）市・県民税及び所得税の申告相談日程

◎ 申告相談及び受付日程

対 象 地 区	期 日	会 場	申告相談受付時間
立神・志島	2月26日（木）	志摩市立図書館（2階） （阿児ライブラリー）	9：00 ～ 15：00
甲賀	2月27日（金）		
国府・安乗	3月 2日（月）		
神明	3月 3日（火）		
鵜方	3月 4日（水）		
	3月 5日（木）		
	3月 6日（金）		
阿児町全地区・浜島町全地区	3月12日（木）		
	3月13日（金）		
	3月16日（月）		

- ※ 整理券は当日配布のみ（午前8時30分から会場入口で配布）です。
- ※ 整理券の配布時に相談の目安時間をお伝えしますので、指定する時間に改めてご来場ください。
- ※ 申告相談は整理券の番号順に行いますが、申告内容により順番が前後する場合があります。
- 【お知らせ】伊勢務税署職員による出張申告相談は、令和8年度から実施されませんのでご了承ください。
- 伊勢税務署では、2月16日（月）から3月16日（月）まで、土曜・日曜・祝日をのぞき、所得税確定申告相談会を行っています。伊勢税務署での申告相談には入場整理券（当日配布またはオンライン予約）が必要となりますのでご注意ください。

※志摩市の申告会場では、以下の申告相談は受付できません（伊勢税務署へ行ってください）。

青色申告、分離課税の申告（土地・建物の譲渡所得、株式等の譲渡所得、先物取引など）、繰越損失の申告、暗号資産（仮想通貨）の申告、雑損控除・外国税額控除の申告、初年度の住宅借入金等特別控除の申告、住宅特定改修特別税額控除の申告、準確定申告（亡くなった人の申告）、消費税・贈与税の申告、過年度分の確定申告、国外に居住している親族を扶養親族とする申告、その他複雑な内容の申告相談。

◎申告相談に必要なもの ※下記書類が無いと、申告相談受付ができない場合があります。

- 【「確定申告のお知らせ」はがき又は申告書】（送付された人のみ持参）
- 【給与・公的年金収入があった人】給与・公的年金等の源泉徴収票
- 【個人年金収入があった人】支払先から発行された支払証明書など
- 【営業・漁業・農業・不動産収入があった人】収支内訳書（収入金額と必要経費をまとめたもの）
- 【その他の収入があった人】収入金額と必要経費がわかるもの（支払通知書、支払調書など）
- 【医療費控除を受ける場合】医療費控除の明細書（自分で作成）、医療費通知（原本）
- 【社会保険料控除を受ける場合】保険料の支払額がわかるもの（国民年金保険料控除証明書など）
- 【小規模企業共済等掛金控除を受ける場合】支払った掛金額の証明書
- 【生命保険料控除・地震保険料控除を受ける場合】保険会社等が発行する控除証明書
- 【配偶者控除・扶養控除を受ける場合】控除対象者の所得金額が確認できるもの
- 【障害者控除を受ける場合】身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、障害者控除対象者認定書など
- 【寄附金控除を受ける場合】寄附金控除の対象となる寄附金の受領証明書（領収書）

重要 営業・漁業・農業・不動産収入がある人は、必ず事前に「収支内訳書」を自分で作成してお持ちください。

重要 医療費控除を受ける場合は、必ず事前に「医療費控除の明細書」を作成してお持ちください。

- マイナンバーカードまたはマイナンバー（個人番号）のわかるもの 【無い場合は身元確認書類（運転免許証など）】
- 利用者識別者番号（e-tax）のわかるもの（会場またはe-taxで申告したことがある方）
- ご本人名義の口座番号がわかるもの ※還付金がある場合に必要です

申告内容によっては、他に書類が必要になる場合があります